

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 7 月 20 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500951号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600021号

第1 結論

昭和36年4月から昭和40年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和40年3月まで
請求期間の国民年金保険料を納付していたはずであるが、その期間の国民年金の記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時の状況について、請求期間当初はA県B市に居住し、その後昭和37年に婚姻、昭和38年に出産を経た後、昭和39年頃に夫が単身赴任していたC県にA県B市に住民票を残したまま転居したと説明している。

一方、オンライン記録の氏名検索によると、請求者の旧姓の氏名と同姓同名であり、生年月日が一致する者の国民年金手帳記号番号が1件確認できるところ、当該記号番号に係るオンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及び年度別納付状況リストによると、当該記号番号は、請求者が請求期間当時に居住していたとするA県B市において昭和36年5月20日に払い出されており、その後同市において不在被保険者として当時の市役所の住所で管理され、現在も基礎年金番号に統合されていない記号番号であることが確認できる。

また、請求者は、請求期間における戸籍の附票が確認できないことから当時の住所が不明であるものの、請求者が昭和37年2月*日に婚姻する前までの本籍地はB市D町*（後に地番表示の変更により、B市E*-*）であることが確認でき、昭和38年1月31日に交付された昭和38年*月*日に出産した次女に係る「母子手帳」には、本籍地が上記のB市D町*からF市に訂正をされているが、居住地についてはB市E*-*と記載されたままとなっていることが確認できる上、昭和38年5月の消印がある請求者の夫宛てに送られてきた郵便の宛名住所は、B市E*-*と記載されていることが確認できることから、請求者は少なくとも請求期間当初から昭和38年の中頃までの期間は、B市に居住していたことが推認できる。

さらに、上述の国民年金手帳記号番号は不在被保険者として管理される前の住所が確認でき

ないが、その前後の記号番号において住所が確認できる記録を見ると、B市E*丁目の住所記録である者が連続していることが確認できることから、B市において同じ町並びに丁目の被保険者をまとめて払い出したことが考えられ、当該国民年金手帳記号番号における被保険者記録においても、請求者の当時の住所と同じであるB市E*丁目に居住する者に対する年金記録であったことがうかがえる。

加えて、請求者は、請求期間中の昭和39年に住民票をB市に残したまま夫の赴任先であるC県に転居したと説明している上、婚姻後、C県に転居するまでの間は、母が住む実家と同じ敷地内の別棟の建物に居住していた旨陳述しており、前述の請求者の夫宛ての郵便の宛名からもその事実が確認できるところ、上述の国民年金手帳記号番号に係る納付記録では、請求期間の昭和36年度から転居したとする昭和39年度までの国民年金保険料は納付済みであり、翌年度からは未納期間となっており、この記号番号の持ち主は、その後B市において転出先の住所がわからない不在被保険者と記録管理されていることから、請求者が説明する状況と符合している上、当該記号番号は、現在も基礎年金番号に統合されておらず、同じ氏名及び生年月日の国民年金及び厚生年金保険の被保険者記録は他に確認できないことを踏まえると、当該記号番号における被保険者記録は、請求者の記録であると考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、昭和36年4月から昭和40年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500871号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600022号

第1 結論

平成12年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料(付加保険料を含む。以下同じ。)が重複納付されたものの、当該保険料は既に市役所において請求者に還付されていると認められるため、年金記録を訂正することはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年1月から同年3月まで

請求期間に係る国民年金保険料をA市役所内にある信用金庫の出張所で、平成12年3月15日に納付した。その直後、私の取引銀行へ行き、翌年度(平成12年度)の国民年金保険料を口座振替にする依頼書を提出した。

それから数年後、過去の書類(A市役所からの口座振替の通知等)を見ていたら、請求期間に係る国民年金保険料が私の銀行の預金口座から引き落とされており、保険料が二重払いになっていることに気づいた。

重複納付した国民年金保険料について、還付された記憶はないので、重複納付したままになっていることを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が保管するA市の平成11年度国民年金保険料領収書により、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の合計額4万1,100円を平成12年3月15日に信用金庫で納付したことが確認できる。

また、請求者が保管するA市の平成11年度国民年金保険料納入通知書(口座振替用)及び銀行の預金通帳により、平成12年3月31日付けで請求者の預金口座から請求期間に係る国民年金保険料の合計額4万1,100円が振替されたことが確認できる。

以上のことから、平成12年3月31日の時点で、請求者は請求期間に係る国民年金保険料をA市で重複納付したものと認められる。

一方、A市から提出された「過誤納金還付決議書(歳入戻出)」には、債権者として請求者の氏名及び住所、還付金合計として4万1,100円、支払方法欄に「現金払」、還付理由欄に「重複納付」、摘要欄に「現金と口座の重複により還付 H12.1月～3月分(付加)(現金3/16・

口座 3/31)」と記載されていることが確認できる上、当該決議書には、伝票番号が記載されているところ、同市は、当該伝票番号が記載された「課別収入日計送付書」を提出し、当該送付書は日々のお納について会計課から主管課へ通知するものであり、日計日が平成 12 年 4 月 6 日と記載されていることから、重複納付された国民年金保険料は同日付け現金払いで、請求者に対して還付している旨回答している。

また、上記決議書には、請求者に係る平成 12 年 4 月 5 日作成の国民年金被保険者名簿及び平成 11 年度国民年金保険料領収書の写しが添付されており、当該被保険者名簿には、請求期間に係る国民年金保険料が現金納付と口座振替により重複納付されたことにより還付する旨手書きで記載されていることが確認できる。

以上のことから、請求期間に係る重複納付された国民年金保険料は、A 市が請求者に還付したことが認められる。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を重複納付したものの、当該保険料は既に市役所から請求者に還付されていることが認められるため、年金記録を訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500988号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600023号

第1 結論

昭和51年11月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年11月から昭和52年3月まで

昭和51年11月頃に、A市役所で母が私と姉に係る国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料については、B県庁内のC銀行で母が私と姉の分をまとめて納付した。調査の上、請求期間を保険料納付済み期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身に係る国民年金の加入手続き及び請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者の姉の分と一緒に、母が行ったと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年7月8日に払い出されたことが確認できる上、当該国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳及びA市における国民年金被保険者名簿により、請求期間は被保険者期間となっていないことが確認できることから、請求者の母が、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市における国民年金被保険者名簿により、請求者の姉が国民年金の被保険者資格を任意に取得したのは、昭和52年1月12日であることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の姉に係る国民年金手帳記号番号の前後に請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出されているか調べたが、該当する記録は見当たらないことから、請求者の母が請求者とその姉に係る国民年金の加入手続き及び請求期間に係る国民年金保険料の納付を一緒に行ったとは考え難い。

さらに、オンライン記録、紙台帳検索システム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行い、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているか調べたが、該当する記録は見当たらなかった。

加えて、請求者及びその母に請求期間当時の状況を聴取するため連絡したが、回答を得るこ

とができず、請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、当時の具体的な状況を確認することができない。

このほか、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500798号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600087号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和34年9月1日から昭和35年1月5日まで
② 昭和35年12月26日から昭和36年1月5日まで

私は、A事業所に昭和34年9月1日に入所したが、同所の厚生年金保険の資格取得日は昭和35年1月5日と記録されており、請求期間①の記録がない。また、B社が設立されてA事業所から移ったが、請求期間②の被保険者記録がない。それぞれ厚生年金保険料が給料から控除されていたと思うので、証明するものは持っていないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A事業所において当該期間当時に勤務していたとする同僚2人の陳述から、具体的な勤務期間は特定できないものの請求者が請求期間①当時において同所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同所は昭和35年1月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①において適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所に係る商業登記簿謄本は確認できず、同所は昭和35年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同所に係る上述の被保険者名簿で確認できる事業主も既に死亡していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A事業所に係る上述の被保険者名簿から、同所が厚生年金保険の適用事業所となっ

た昭和 35 年 1 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち連絡先が判明した複数の同僚に照会したが、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

請求期間②について、B社における請求者の雇用保険の記録及び当該期間当時同社に勤務していたとする同僚 2 人の陳述から、請求者が請求期間②において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 36 年 1 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社は平成 12 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②当時の代表取締役は既に死亡している上、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は平成 13 年 11 月 9 日に解散し、平成 14 年 1 月 30 日に清算終了しており、解散時における代表取締役も既に死亡していることから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者と同様に昭和 35 年 12 月 26 日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和 36 年 1 月 5 日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち連絡先の判明した複数の同僚に照会したが、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、請求者及び同僚が、請求期間②当時に同社の経理担当者であったとする者に照会したが、当該期間における厚生年金保険料の控除等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501014号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600088号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年10月15日から平成5年11月16日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が30万円と記録されているが、当時受け取っていた実際の給与の額と相違しているため納付できない。同社が発行した平成3年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)と雇用保険受給資格者証を提出するので、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間のうち平成3年1月1日から同年12月31日までの期間に係る源泉徴収票を提出しているが、請求者及び複数の同僚は、請求期間当時、A社から年2回の賞与が支給されていたと陳述しており、当該源泉徴収票の「支払金額」欄に記載されている金額は、給与と賞与の年間合計額であると考えられ、賞与額が明らかでないため、当該源泉徴収票からは請求者の給与月額を確認できない。

また、上述の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算した健康保険料及び厚生年金保険料の年間合計額に雇用保険料の年間合計額を合算した額とほぼ等しくなることから判断すると、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた額であると認められる。

さらに、請求者がA社を平成5年11月に離職した後に発行された雇用保険受給資格者証に記載されている賃金日額からは、オンライン記録の標準報酬月額30万円と異なる状況はうかがわれない。

加えて、事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除については不明である旨回答している上、請求者は、上記のほか、給与明細書や源泉徴収票等の資料を所持しておらず、請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、請求期間について、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された事業所別加入員記録・月額累計表によると、同基金における請求者の標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。